

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

自治体こども計画策定支援について

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当） 付
地方連携推進室長 吉村 顕

《 目 次 》

I. 自治体こども計画について

1. 自治体こども計画について…………… 3
2. こども基本法(地方公共団体関係分) …… 4

II. 自治体こども計画策定支援について

1. 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援…………… 6
2. 「自治体こども計画策定のためのガイドライン」とガイドラインにおける自治体の事例…………… 8

III. こどもに関係する部局との連携について

1. 「自治体こども計画策定のためのガイドライン」の周知…………… 16

IV. 自治体こども計画に係る調査等について

1. 自治体こども計画に係る調査等について…………… 18

V. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保等について

1. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保等…………… 20

自治体こども計画について

自治体子ども計画について

子ども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条で子ども大綱について、第10条で自治体子ども計画について規定。

努力義務

子ども大綱（令和5年12月閣議決定）

子ども基本法に基づき、**政府全体の幅広い子ども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体子ども計画

子ども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づく子どもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・子ども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとする 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県子ども計画を勘案。

子どもまんなか実行計画 （子ども政策推進会議決定）

子ども大綱に基づき具体的に取り組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

子どもまんなか実行計画2024
は令和6年5月に決定。

盛り込み

子ども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

2030年代に入るまでを、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、

- ・若い世代の所得を増やす、
- ・社会全体の構造・意識を変える、
- ・全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念とし、

子ども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

子ども・子育て支援加速化プラン （3.6兆円規模）

令和6～8年度の3年間を集中取組期間とし、上記についての具体的な取組を実施。2028年度までに完了。

こども基本法（地方公共団体関係部分）

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、**こども計画を定めるよう努めるものとする**（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- **地方公共団体**（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、**議会や法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる**と解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、**こどもにフィードバックすること**や広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

自治体こども計画策定支援について

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(1)

～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

- 自治体が行うこども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し支援するもの。早期にこども計画の策定を進める地方自治体を重点的に支援する。（本補助金は令和8年度までを想定。）また、補助事業実施自治体含め、全国の好事例を調査し、広く横展開を図る。
- 補助基準額 都道府県：5,000千円 市町村：3,000千円
- 補助率 1／2（国庫補助上限額 都道府県：2,500千円 市町村：1,500千円）
- 国予算 令和5年度当初予算 0.7億円
令和5年度採択自治体（交付自治体数38、事前協議自治体数423）

令和6年度当初予算 0.7億円（令和5年度補正予算1.3億円）
令和6年度採択自治体（交付自治体数151、事前協議自治体数427）

令和7年度当初予算（案） 0.7億円（令和6年度補正予算0.7億円）

都道府県こども計画、市町村こども計画の策定支援(2)

～こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）～

（補助メニュー1）自治体こども計画策定に向けた調査等



- ① こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- ② 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査
- ③ ①及び②の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握



【留意点】

- ア 上記①～③に掲げる調査等のうち、原則として、自治体こども計画以外の計画策定のための個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。
（自治体こども計画策定のための調査を複数年度かつ複数の調査方法にて行う場合、実施計画書にその旨を記載すること。交付対象は当該年度分の経費のみが対象となる。）
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

（補助メニュー2）調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定



- ① 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- ② 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
（例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など）



【留意点】

- ア 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策担当部署だけでなく、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 庁内関係部署やその他関係機関、NPO等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。
- ウ 必要に応じKPI等を設定し、効率的な運用となるよう努めること。
- エ 聴取した意見については、反映した意見、未反映となった意見、未反映となった理由について整理しフィードバックするよう努めること。
- オ 計画がこども・若者にとってわかりやすいものとなるよう努めること。

自治体こども計画策定のためのガイドライン (1)

自治体こども計画策定のためのガイドライン

令和6年5月公表



○こども基本法第10条において、

- ・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成
 - ・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成
- する努力義務が課せられています。



○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



こども大綱

こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化



勘案



(自治体こども計画)
都道府県こども計画

勘案



(自治体こども計画)
市町村こども計画

○各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができます。

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、都道府県/市町村計画
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①こども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

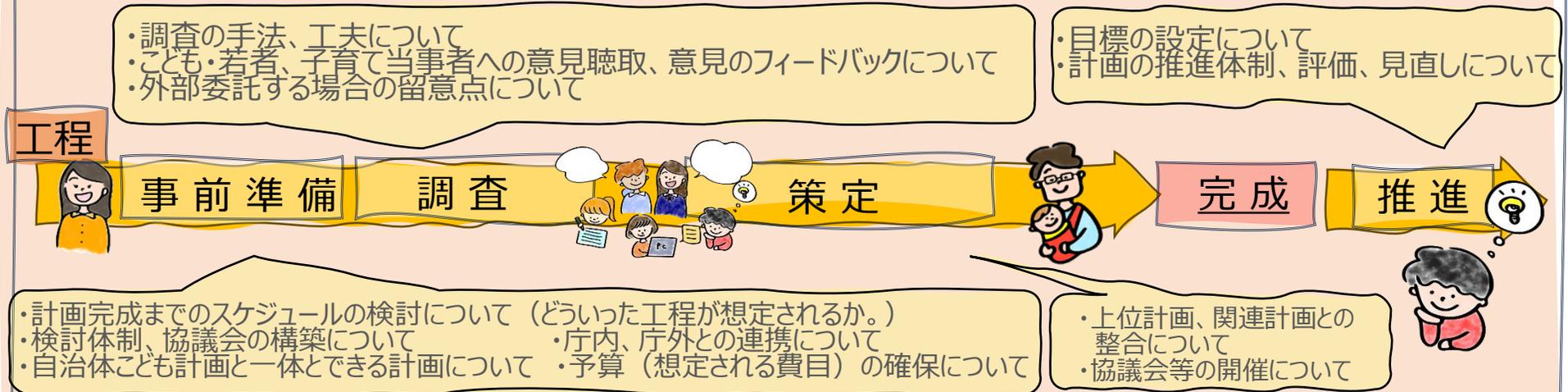
○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。

○こども・子育て事業債は、自治体こども計画へ位置付けた事業が対象です。

自治体こども計画策定のためのガイドライン (2)

自治体こども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

- 各工程ごとに取り組むべきことについて、「概要」、「ポイント」、「自治体における事例」を記載。
- 複数のこども関係計画を一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取する事例も掲載。



自治体の皆さまへ：

詳細は、下記URLをご参照ください。

自治体こども計画を策定されましたら、こども家庭庁までお知らせください。

こども家庭庁では、自治体こども計画の策定状況をホームページなどで情報発信していきます。

(参考)

自治体こども計画策定のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/>



(参考)

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン
～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline>



ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインの作成にあたっては、学識経験者や自治体からなる有識者会議を開催し、有識者からの意見を反映しながら検討を行い「案」を作成。パブコメを経て、こども家庭庁作成のガイドラインとして公表した。
- 地方自治体が自治体こども計画策定にあたり必要な**基礎事項や留意点、事例等をまとめたもの**。
- “計画の策定をどのように進めていけば良いかわからない”、“どのような進め方があるのかを知りたい”といった場合に、本ガイドラインで取り上げた事例をヒントにいただき、**それぞれの地域特性を踏まえた自治体こども計画の策定を進めていただきたい**。

目的

- 自治体こども計画について、**正しく理解していただき、担当部局と庁内外が連携し、計画を策定する際の参考となること**
- 具体的な策定手法についてポイントを理解し、それぞれの自治体にとって参考となる事例（しっくりくる・似ているなど）を見つけ、こども大綱を勘案しながら、**地域の実情に応じた計画の策定方法を見出していただくこと**

構成

I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容(1～3章)

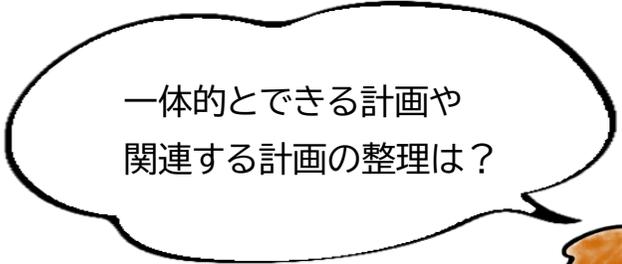
なぜ計画を策定するのか、どのような内容を計画に含めるのか、こども基本法やこども大綱の内容等について記載

II 自治体こども計画策定の手法(4～8章)

・各工程ごとに取り組むべきことについて、「概要」、「ポイント」、「自治体における事例」を記載
・複数のこども関係計画を一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取する事例も掲載。

III 参考・資料編

こども基本法、こども大綱等、資料を掲載

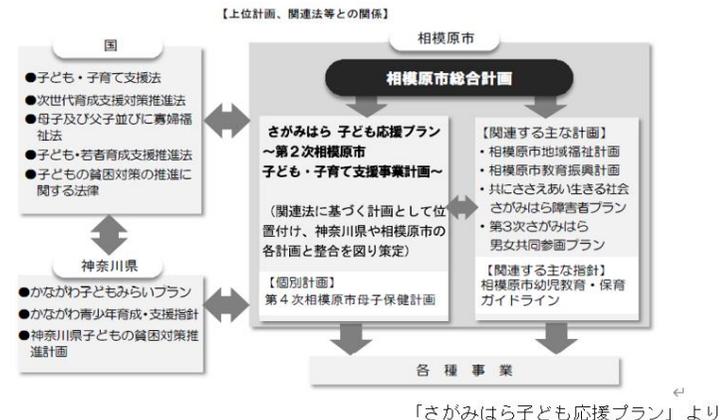


一体的とできる計画や
関連する計画の整理は？



神奈川県相模原市の事例

神奈川県相模原市では、「さがみはら子ども応援プラン」を、「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」等を包含して策定している。



一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するのための施策の総合的な推進に関する法律第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針
-	都道府県社会的養育推進計画	成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

石川県の事例

石川県では、「いしかわエンゼルプラン2020」を、こども基本法に明記された2計画や少子化対策大綱の内容を一体的に策定している。



「いしかわエンゼルプラン2020」より

*** 教育振興基本計画との連携も大切！**

整合を図る際は、自治体内の首長部局と教育委員会がよく連携し、地域の実情に応じた内容となることが望ましいです。





一体とする意味ってあるの…?
計画期間がずれるけどどのように整理したらよいでしょう…



一体とする効果・利点

＜施策実施面＞
部局間の円滑な連携
横断的な捉え方、評価
事務負担の軽減

＜市民生活面＞
計画のわかりやすさの向上・アンケートの回答負担軽減

滋賀県の事例

- ・議会その他の対外的な説明において、統一的な資料として一貫した説明が可能となる。←
- ・各法律の目的達成手段としての個別計画ではなく、子ども・若者政策を俯瞰的視点から記述できる。←
- ・各計画間での内容や目標値、表現等の齟齬を回避できる。←
- ・体系的に記載事項を整理することで一覧性が向上する。←

ヒアリングより

石川県の事例

- ・計画を一体として策定し、所管課を1つにまとめているため、プランの改定の際に考慮すべき各法律等の変更や、プランに盛り込むべき事項の洗い出しの際に、意思疎通がスムーズになる。←
- ・ヤングケアラーのような、子どもに関するプランに新しく位置付けるべき事項を、どの計画に盛り込むべきかを迷うことがない。←

ヒアリングより



一体とすることの留意点

計画期間のズレ、複数の関係担当課との調整

神奈川県相模原市の事例 ……統合する計画の計画期間の**延長**

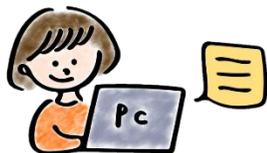
子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画を統合する予定だが、目標年次が異なるため、子ども・子育て支援事業計画に合わせて母子保健計画部分の計画期間を延長している。←

山形県の事例 ……統合する計画の計画期間の**縮小**

子どもの貧困対策推進計画、ひとり親家庭自立促進計画の2つの計画は令和7年度までが計画期間であるが、1年前倒しで施策評価を行い、統合する予定。←

京都府京都市の事例 ……計画見直しの**タイミング**で調整

法令等に基づく計画期間が違っていると根本的な調整は困難であるとの考えにより、反映させるべき情報については、適宜直近の計画見直しのタイミングで反映している。例えば、京都市はぐくみプランと京都市障害児福祉計画は計画期間が異なるが、直近の計画見直しのタイミングで数値目標等を反映している。←



調査項目の例はありますか？
どのように設定してよいかわかりません…

留意点①調査内容の検討

調査の内容や項目については先述した協議会にて効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得ることも有効と考えられます。

***ただし、センシティブな問いへの配慮も大切！**
貧困や困難を抱えることにも対する問い等、センシティブな問いでは、文言や聞き方に配慮する必要があります。手法については地域の実情に合わせ内部で十分に検討することが求められます。

静岡県浜松市の事例

浜松市では「浜松市子ども・若者支援プラン」策定にあたって、2つのアンケートを実施している。

①子ども・子育てに関するニーズ調査

【対象】浜松市在住の就学前児童の保護者3,000人及び小学生の保護者2,000人

【内容】子育て支援に関するニーズ調査（主に教育・保育・子育て支援や放課後児童会）

	就学前児童保護者	小学生保護者
1	お住まいの地域について	お住まいの地域について
2	お子さんご家族の状況について	お子さんご家族の状況について
3	子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
4	お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
5	お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
6	お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
7	お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
8	お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	
9	お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上）	
11	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
12	子供の貧困対策について	

「浜松市子ども・若者支援プラン」より

【方法】

郵送配布・回収

②子どもの生活実態調査

【対象】

浜松市在住の小学5年生の子ども及び保護者3,000世帯

浜松市在住の中学2年生の子ども及び保護者3,000世帯

【内容】

保護者調査	子ども調査
・あなたと世帯のことについて	・あなたのことについて
・お子さんの両親について	・健康や食事のことについて
・家計状況について	・ふだんの生活のことについて
・お子さんとの関わりやお子さんの将来について	・学校生活や勉強のことについて
・子育ての悩みや子育て支援の制度について	・ふだん感じていることについて

【方法】

郵送配布・回収

③ひとり親家庭に対する実態調査

【対象】児童扶養手当受給者（子どもの年齢を問わず、広く調査への協力を依頼）

【内容】ひとり親や子どもの修学を支援する制度、生活や子育ての悩み、養育費等

【方法】児童扶養手当現況届窓口にて配付、オンラインまたは窓口で回答

④支援者アンケート

【対象】

学習支援や子ども食堂などを実施している支援団体、

民生委員児童委員やスクールソーシャルワーカー

【内容】活動内容、支援者対象者が抱えている課題、今後必要と考える支援等

【方法】メール・FAX





意見聴取はどのようにしたらよいですか？
対象や方法は…？

こども・若者に**直接意見を聴取**するとともに、困難を抱えるこども・若者やそれを支援する施設の職員など、子育て当事者も含め、**なるべく多様な観点からの意見を聴取**します。

意見の聴取方法…多様な手法を組み合わせる！

- ①対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換
- ②インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場所を通じたアンケート
- ③こども・若者を対象としたパブリックコメント
- ④審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画
- ⑤学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換

愛知県名古屋市の事例

名古屋市では、幅広い対象から意見を聴取するために、こども(10歳～17歳)、保護者、若者(18歳～39歳)を対象としたアンケートによる定量調査を実施するとともに、**ヒアリングや座談会により、調査員が直接意見を聴取する定性調査を実施している。**

ヒアリング調査は、**こども(小学生、中学生、高校生)のみだけでなく、未就学児の保護者や若者の就労支援を行っている団体等、普段からこどもと接する機会が多い対象も実施している。**



表□意見聴取の対象の例(定量調査) ◀

区分	対象	内容
①子ども・若者・子育て 家庭意識・生活実態調査	子ども 8,000人 若者 10,000人 保護者 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、本市事業の認知度や利用状況、利用意向など
②市政アンケート	市民 2,000人	なごやの子どもの育成について

■定量調査一覧

① 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査			
項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	平成30年7月9日～7月30日		
調査方法	郵送法		郵送法(一部ウェブによるオンライン調査)
調査対象及び標本数	10歳から17歳までの子ども 8,000人	就学前の子どもの保護者 12,000人 就学後の子どもの保護者 12,000人	18歳から39歳までの方 10,000人 (郵送回答1,000人) (ウェブによるオンライン回答9,000人)
抽出方法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数(回収率)	1,482(18.5%)	就学前の子どもの保護者 3,915(32.6%) 就学後の子どもの保護者 2,903(24.2%)	郵送回答 197(19.7%) ウェブによるオンライン回答 1,205(13.4%)
質問数	・設問58問 ・フェイス項目6問 ・自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・設問99問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問 就学後の子どもの保護者 ・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問	・設問60問 ・フェイス項目16問 ・自由記述1問

② 市政アンケート

項目	内容
実施時期	平成30年10月2日～10月16日
調査方法	郵送法
調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民(外国人を含む)
標本数	2,000人
抽出法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回収数(回収率)	940人(47.0%)
質問数	「なごやの子どもの育成に関すること」9問

表□意見聴取の対象の例(定性調査) ◀

■定性調査一覧

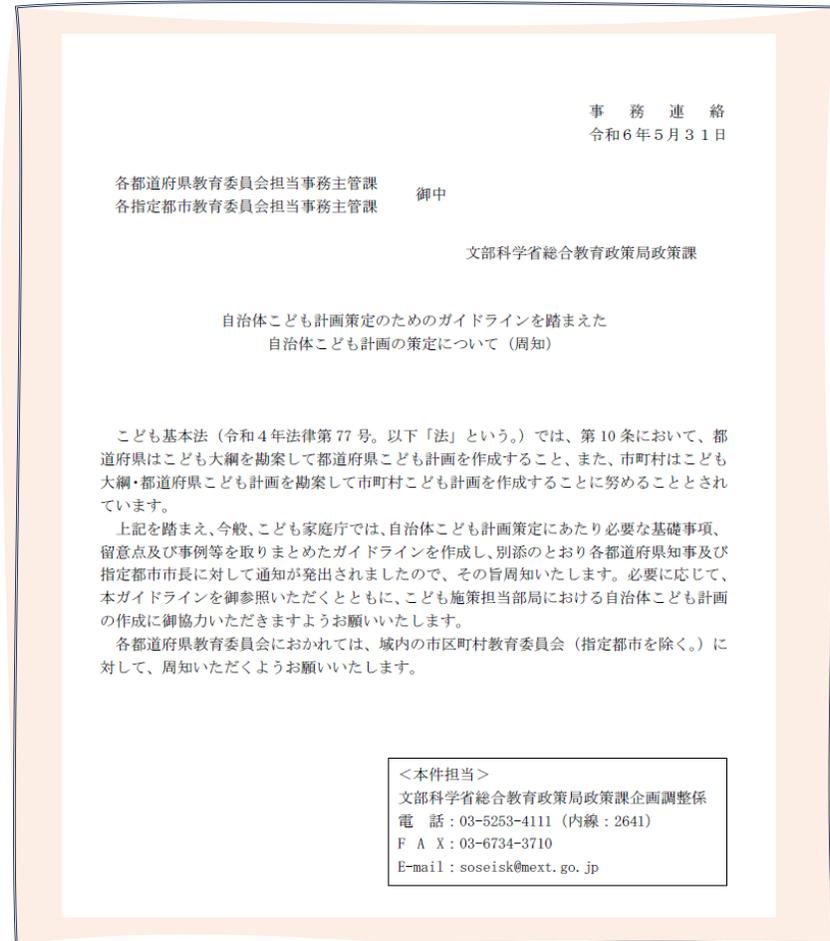
区分	対象	内容	
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者 わくわくフェスタ	来場者(主に子ども)	名古屋の好きなところなどについてアンケートを実施
	②なごちワークショップ	参加者(小学5年生～中学1年生)	現在困っていることなどについてアンケートを実施
	③ファミリーデーなごや	来場者(子どもとその保護者)	なごや子ども条例に定める子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施
	④すこやかフェスタ	来場者(主に保護者)	名古屋の子育てのしやすさについてアンケートを実施
⑤なごちサミット	小学5年生～中学1年生	誰もが住みやすい名古屋について子どもが考え、意見表明 ※国際交流課姉妹友好都市周年イベントとの合同開催	
⑥ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査	ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や将来への思いなどについて意見聴取	
⑦愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査	子育て家庭等	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が子育て家庭等を対象にヒアリングやアンケートを実施	
⑧名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング	事業等利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業等利用者や支援者を対象にヒアリングを実施	
座談会	⑨子育て世代と若者の座談会	子育て家庭と若者	「出産・子育てしやすい名古屋にするには」をテーマに意見交換
	子育て家庭アンケート	子ども・子育て支援センター利用者等	子育て世代と若者の座談会に先駆け、子どもを産む前に不安だったこと、子育ての状況などについてアンケートを実施
⑩関係団体、支援者等からのヒアリング	未就学児の保護者、若年者の就労支援を行っている団体等	子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、支援者などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施	

こどもに関係する部局との連携について

「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」の策定時に、**文部科学省から教育委員会の皆様**に対し、「自治体子ども計画の作成にご協力いただきたい」旨の連絡が発出されています。



「自治体子ども計画策定のためのガイドラインを踏まえた自治体子ども計画の策定について（周知）」
（令和6年5月31日付け事務連絡）



自治体こども計画に係る調査等について

自治体こども計画に係る調査等について（お願い）

	自治体こども計画及び条例等に関する基礎調査（1回/年）	自治体こども計画に関する策定状況報告（1回/3か月）
趣旨	計画・条例の策定状況に関する基礎的な情報を収集し、施策の企画立案に生かすため	即時性、周知のため
対象	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
方法	調査票により回答（1月1日時点） ※市区町村分は都道府県に取りまとめ依頼	調査票により回答（4月1日時点～） ※市区町村分は都道府県に取りまとめ依頼
スケジュール	12月発出、1月〆	4月中旬発出、5月10日〆【検討中】 （以降7・10月1日時点のものを翌月報告）
留意点	<p>以下の内容は両調査において確認予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体こども計画全体を対象としてこども基本法に基づく意見を反映させるために必要な措置を行っていること。（こども基本法第11条） 自治体こども計画全体の範囲を外形的に分かるように明示する形で、自治体こども計画を定め、公表すること。（法第10条第3項） 	

「加速化プラン」を支える 安定的な財源の確保等について

「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保等

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)(抜粋)

Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果²⁷を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6兆円程度の安定財源を確保する²⁸。

なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

(28) こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源もこの中で併せて確保する。

「令和7年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」

(令和7年1月24日総務省自治財政局財政課事務連絡)(抜粋)

第2 地方財政対策

- (9) こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

「こども・子育て支援加速化プラン」による前年度からの地方負担の増(2,410億円程度)について、必要な財源を確保するとともに、地方公共団体が、こども・子育て政策の地方単独事業を実施できるよう、引き続き、ソフト事業分として一般行政経費(単独)に1,000億円を計上し、ハード事業分として投資的経費(単独)に「こども・子育て支援事業費」を500億円計上することとしている。

こども・子育て支援事業債

- 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を速やかに実施できるよう、「こども・子育て支援事業費」及び「こども・子育て支援事業債」を引き続き確保

1. 対象事業

地方単独事業(こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け)として実施する以下の事業

- ・ 国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
- ・ 社会福祉法人等に対する助成を含む

(1) こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

- (例)
- ・ 子育て相談室
 - ・ あそびの広場
 - ・ 科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
 - ・ 子育て親子の交流の場



(相談室)



(あそびの広場)

(2) 子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

- (例)
- ・ 空調、遊具、防犯対策設備の設置
 - ・ バリアフリー改修
 - ・ 園庭の整備(芝生化)
 - ・ トイレの洋式化



(トイレ環境改善)



(園庭の整備、改修)

2. 地方財政措置

充当率:90%

交付税措置率:50%(機能強化を伴う改修)又は30%(新築・増築)

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 (「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間)

4. 事業費

500億円